

## 熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領（森林土木事業）

### 1 目的

近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して、現場管理費の補正を試行する。

### 2 試行対象工事

#### (1) 適用範囲

契約日が令和5年4月1日以降となる工事。

#### (2) 対象工事

主たる工種が屋外作業で「森林整備保全事業設計積算要領」（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知）表6-1の工種区分を適用する工事を対象とする。

なお、現場管理費率を計上していない工事は対象外とする。

#### (3) 対象地域

すべての地域を対象とする。

### 3 用語の定義

#### (1) 真夏日

真夏日は、以下のいずれかの日とする。

ア 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30℃以上の日

イ 環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が25℃以上の日

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上、もしくは、WBGTが25℃以上の場合とする。

#### (2) 現場着手日

現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入または仮設工事等を開始した日をいう。

#### (3) 現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了した日をいう。

#### (4) 対象期間

現場着手日から現場完成日までの期間をさす。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

#### (5) 休工日

工事現場において、一日を通して、現場事務所での事務処理も含む一切の作業を実施しない日をいう。

#### (6) 真夏日率

真夏日率<sup>\*1</sup>＝対象期間中の真夏日<sup>\*2</sup>÷対象期間

※1 真夏日率は、少数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

※2 休工日は真夏日として計上しない。

#### 4 実施方法

##### (1) 対象工事の取り扱い

発注者は、「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」の対象工事である旨を特記仕様書で明示する。

##### (2) 真夏日の計測方法

気温及び暑さ指数は、工事現場から最寄りの地上気象観測所の気温または観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

なお、適用する計測方法については、受注者が決定し、監督員に提出するものとする。ただし、工事現場と最寄りの地上気象観測所との標高差により、気温の差が大きくなる山間部など、これによりがたい場合は、監督員と協議の上、気温の補正を行うものとする。

##### (3) 気温の補正方法

(2)の気温の計測結果(工事現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた気温の計測結果を除く。)は、次の算定式により補正を行うものとする。ただし、気象条件又は現場条件により次の算定式によりがたい場合は、監督職員と協議の上、補正方法を決定するものとする。

###### 【算定式】

補正後の気温(℃)

$$= \text{気温(℃)} - \text{標高差(m)} \times 0.6 / 100 \text{(m)}$$

※補正後の気温は、小数点第2位四捨五入1位止めとする。

ただし、標高差(m) = 工事現場の標高(m) - 計測箇所の標高(m)

※標高差が300m未満の場合は、標高差補正は行わない。また、標高差の値は、小数点第1位四捨五入整数止めとする。

##### (4) 熱中症対策の実施

受注者は、「建設現場における熱中症対策事例集」(国土交通省大臣官房技術調査課平成29年3月)等を参考に、熱中症対策を実施するものとする。

##### (5) 計測結果及び実施報告書の提出

受注者は、工事完成届提出日の20日前までに、以下の報告書を監督員に提出するものとする。

ア 真夏日 計測結果(別紙1)

イ 熱中症対策実施報告書(別紙2)

#### 5 積算方法

##### (1) 「熱中症対策の補正值」の算出

「真夏日 計測結果」(別紙1)より真夏日率及び「熱中症対策の補正值」を算出し、現場管理费率に加算する。なお、補正は変更契約において行う。

$$\text{熱中症対策の補正值(\%)}^{*3} = \text{真夏日率} \times 1.2 \text{(補正係数)}$$

※3 熱中症対策の補正值(%)は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

##### (2) 現場管理費の算出

$$\text{対象純工事費} \times (\text{現場管理费率} \times \text{地域補正係数}) + \text{補正值}^{*4}$$

※4 「熱中症対策の補正」、「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」、及び「緊急工事の場合の補正」と重複する場合は、最高2%とする。